

一部負担金減免申請用(八尾市 国民健康保険専用)

医 師 の 意 見 書			
患者氏名		外来分・歯科	外来・入院 の場合は 別々に申請
		入院分・歯科	
傷病名		診 療 開 始 日	
		平成 年 月 日 (入院平成 年 月 日)	
経過状況 及び 医師の所見	複数の診療科で受診の場合は、主たる診療の内容をお願いします。		
療養期間	平成 年 月 日 ～ 月間又は 日間		
一部負担金見込額		月分	円
		月分	円
		月分	円
一部負担金納入状況	1 平成 年 月 日まで納入		円
	2 納入なし		
医 療 機 関	平成 年 月 日 所在地		
	名 称		
	医療機関コード	医師名	
—			
			印

一部負担金減免・支払猶予申請書兼処理決定伺

被保険者証	記号	八国	番号	入院分・歯科
療養の給付を受ける者	氏名	フリガナ	生年月日	昭和 年 月 日
	電話番号	フリガナ	世帯主との続柄	平成 年 月 日
医療機関名	傷病名	初診日		
		平成 年 月 日		

一部負担金減免申請理由(くわしく記入してください。)

.....

(あて先)八尾市長
 上記の通り申請します。

平成 年 月 日

世帯主住所 八尾市

世帯主氏名

印

承認・却下	受付	備考	受付印
証明書番号	第 _____ 号		
国民健康保険料納付状況	完納・一部未納・分納		

家族の所得状況報告書

氏名	勤務先・学校名 (電話番号)	保険種別	収入状況(当月分は見込額を記入してください)㉔
[続柄]・(年齢) ㉕			
フリガナ		国保	当月分..... 円
[] ()歳	()	社保	前月分..... 円
フリガナ		国組	前々月分..... 円
[] ()歳	()		
フリガナ		国保	当月分..... 円
[] ()歳	()	社保	前月分..... 円
フリガナ		国組	前々月分..... 円
[] ()歳	()		
フリガナ		国保	当月分..... 円
[] ()歳	()	社保	前月分..... 円
フリガナ		国組	前々月分..... 円
[] ()歳	()		
フリガナ		国保	当月分..... 円
[] ()歳	()	社保	前月分..... 円
フリガナ		国組	前々月分..... 円
[] ()歳	()		
フリガナ		国保	当月分..... 円
[] ()歳	()	社保	前月分..... 円
フリガナ		国組	前々月分..... 円
[] ()歳	()		

備考

家屋の所有関係㉖ 自家・借家(賃貸)・同居・間借

家賃 (1ヵ月) 円

【記入上の注意】

- ㉔は国保に加入している、していないにかかわらず同一世帯の人すべて記入してください。
- 保険種別は現在加入している保険の種別を○で囲んでください。
- ㉕は収入の有無にかかわらず同一世帯すべての人について3ヵ月の収入状況を記入してください。(給与明細書・年金証書等の収入のわかる証明書を添付し、収入が無い場合は「0」と記入してください。)
- ㉖は家屋の所有関係を○で囲み、借家(賃貸)等の場合は1ヵ月の家賃を記入してください。(証明書を添付してください。)

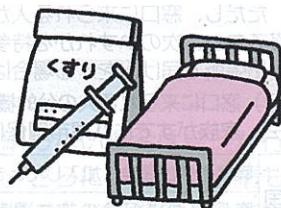
国保で受けられる給付①

ポイント 国保に入ると、病気やけがでお医者さんにかかったとき、窓口で保険証などを提示して医療費の一部を支払うだけで、さまざまな医療を受けることができます。

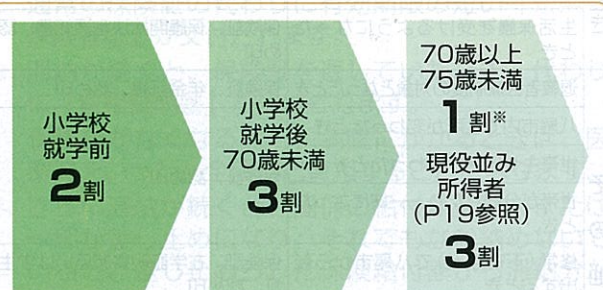
◆療養の給付

国保被保険者は、次のような医療を受けることができます。

- 診察 ● 治療
- 薬や注射などの処置
- 入院や看護（入院時の食事代は別途負担します）
- 在宅療養（かかりつけ医による訪問診療）や看護
- 訪問看護（医師が必要であると認めた場合）



年齢などによって自己負担の割合が異なります



※平成24年4月から2割に変更予定。

医療費の支払いが困難なときはご相談ください。

(療養の給付、入院時の食事代、療養病床に入院する人の食費・居住費)

高齢受給者証を忘れずに

70歳以上75歳未満の人は、75歳になるまでの間、所得などに応じて自己負担割合が記載された「国民健康保険高齢受給者証」が必要です。適用は70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から75歳の誕生日の前日までです。

◆入院時の食事代

一般（下記以外の人）		1食260円
● 住民税非課税世帯	90日までの入院	1食210円
● 低所得者Ⅱ※2 （70歳以上75歳未満）	90日を超える入院 （過去12か月の入院日数）	1食160円
低所得者Ⅰ※3（70歳以上75歳未満）		1食100円

● 住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要です。国保の窓口申請してください。

● ※2、※3については、P19・20をご覧ください。

● 入院時の食事代は、高額療養費の対象となりません。

◆療養病床に入院する人の食費・居住費

療養病床に入院する65歳以上の人は、食費と居住費の負担が必要です。

	食費	居住費
一般	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する医療機関に入院している人※ 1食 460円	1日 320円
現役並み所得者	入院時生活療養（Ⅱ）を算定する医療機関に入院している人 1食 420円	
低所得者Ⅱ	1食 210円	
低所得者Ⅰ	1食 130円	

※入院時生活療養（Ⅰ）（Ⅱ）のどちらかの金額になるかは、医療機関へお問い合わせください。